

○「直受事件取扱要領」の制定について

平成22.7.1 特第813号
検事正通達 本庁・管内支部・区検の検察官,
検察事務官あて

改正 平成25. 4. 8 特第 446号

改正 平成25. 12. 12 特第1480号

改正 令和 2. 10. 19 德地特第 2号

平成10年12月22日付け特刑第3142号当職通達「直受事件取扱要領の制定について」の全部を次のように改正し、本日から実施する。

記

徳島地方検察庁直受事件取扱要領

第1 本庁における取扱い

1 直受事件の受付

- (1) 特別捜査担当事務官は、告訴（発）人又はその代理人（以下「告訴人等」という。）から告訴（発）状（以下「告訴状等」という。）の提出（郵送を含む。）を受け、又は他庁から告訴状等の回付を受けたときは、告訴状等につき速やかに不備の有無を調査点検して直ちに直受事件受理手続簿（様式第1号）に所定の事項を記載し、直受事件受付票（様式第2号）を作成し、これを告訴状等に添付して、次席検事に提出する。
- (2) 特別捜査担当事務官は、告訴人等から口頭による告訴（発）を行いたい旨の申出があったときは、できるだけ告訴状等を作成して提出するよう説得し、告訴人等がこれに応じない場合又はやむを得ない事情により告訴状等を作成させることが困難と認められる場合には、その事案の概要等を聴取した上、直ちに次席検事に報告して、その指示を受ける。
- (3) 特別捜査担当事務官は、提出された告訴状等について、他庁(自庁管内支部・区検を除く)への回付を相当と認めた場合には、次席検事にその旨報告の上、告訴状等を他庁に回付した旨を回付通知書(様式第3号)により告訴人等に通知をするとともに、同通知書の写しを告訴状等に添付し、他庁に回付する。

2 担当検察官の指名

次席検事は、特別捜査担当事務官から告訴状等の提出を受け又は口頭による告訴等の申出があった旨の報告を受けたときは、直ちに担当検察官を指名する。

3 告訴状等の審査等

- (1) 告訴状等の配点を受けた担当検察官は、配点後1か月以内に告訴状等につき必要な審査及び調査を行い、不適正又は不明確な部分がある場合には、速やかに告訴人等に出頭を求めて補正させ、出頭しない場合には、告訴状等を返送して補正させる。
- (2) 担当検察官は、審査期限を超えても審査が終了しない場合には、適宜、次席検事に審査経過の報告をして、その指示を受ける。
- (3) 口頭による告訴（発）の配点を受けた担当検察官は、告訴（発）調書（以下「告訴調書等」という。）を作成し、特別捜査担当事務官に回付する。
- (4) 前項の回付を受けた特別捜査担当事務官は、前記1の(1)に定めた受付手続をとる。

4 告訴（発）の撤回

- (1) 担当検察官は、受理手続前に告訴人等から告訴（発）の撤回の申出があったときは、告訴・告発撤回申立書及び受領書（様式第4号）を徴した上、その写しを作成して原本を返還し、次席検事及び検事正に報告した後、関係書類を特別捜査担当事務官に回付する。
- (2) 特別捜査担当事務官は、前項による回付を受けたときは、直受事件受理手続簿処理欄に所定の事項を記入し、これを処理年月日順に整理して保管する。

5 受理手続

- (1) 担当検察官は、前記3の審査等の結果、受理することを相当と認めたときは、速やかに直受事件表紙（事件事務規程様式第5号）を作成した上、被疑事実の要旨を様式第5号に記載し、かつ、検察官検査経過表（様式第6号）を告訴状等又は告訴調書等に添付して事件担当事務官に回付する。
- (2) 事件担当事務官は、担当検察官から前項の書類の回付を受け、事件受理を指示されたときは、事件事務規程に基づく受理手続をした上、次席検事及び検事正の決裁を受ける。
- (3) 事件担当事務官は、前項の受理手続を終えたときは、特別捜査担当事務官にその旨を通知する。
- (4) 特別捜査担当事務官は、前項の通知を受けたときは、直受事件受理手続簿

処理欄に所定の事項を記入する。

6 処理手続

担当検察官は、直受事件を処理するときは、次席検事及び検事正の決裁を受けた上、事件の処理を行う。

第2 管内支部・区検察庁における取扱い

1 告訴人等が告訴状等を持参したとき又は口頭による告訴（発）を申し出たときは、本庁においてその事務を取り扱う旨告げた上、本庁に告訴状等を提出し、又は本庁に出頭するよう告訴人等を説得する。

告訴人等がこれに応じず、告訴状等を持参した場合には、告訴状等を本庁に回付した旨を回付通知書により通知するとともに、同通知書の写しを告訴状等に添付した上、直ちにこれを特別捜査担当事務官に回付し、口頭による告訴（発）を申し出た場合にあっては、直ちに次席検事に報告して、その指示を受ける。

2 告訴状等が郵送されたときは、告訴状等を本庁に回付した旨を前記回付通知書により通知するとともに、同通知書の写しを告訴状等に添付した上、直ちにこれを特別捜査担当事務官に回付する。

様式第1号

直受事件受理手続簿

進行番号	受付月日	受付区分	告訴(堯)人等	被告訴(堯)人	罪名	担当検察官	配点日	受領印	処理			備考
									月日	区分	事件番号	
												公訴時効満了日
												公訴時効満了日
												公訴時効満了日
												公訴時効満了日
				△								公訴時効満了日
												公訴時効満了日
												公訴時効満了日
												公訴時効満了日
												公訴時効満了日
												公訴時効満了日

(注)受付区分欄には、告訴状等の持参、郵送、回付の別を記入する。

様式第2号

No.

直受事件受付票

受付	年月日	持参・郵送・回付	告訴・告発
告訴(発)人			
被告訴(発)人			
(事実の要旨)			
(罪名及び罰条)			
(公訴時効満了日)			
(参考事項)			
次席検事指示	(指示事項) 審査・受理処理・返戻		担当検察官
			検事
(結果)			
年月日	<input type="radio"/> 受理 (年檢 第一 号) <input type="radio"/> 返戻 <input type="radio"/> 撤回		
取扱者			

様式第3号

回付通知書

(発信番号)

年月日

殿

検察庁 検察官

貴殿から 年 月 日付けで、持参・郵送された 告訴・告発状 については、下記のとおり回付したので通知します。

記

1 被告訴(発)人名

2 罪 名

3 回付年月日 年 月 日

4 回付先 検察庁

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

告 訴 撤 回 申 立 書
告 発

年 月 日

徳島地方検察庁 檢察官 殿

申立人

住所

氏名



年 月 日 付けで貴官に対し告 状を提出した下記事件は、都合により撤回します。

被告 人	
罪 名	

受 領 書

年 月 日

徳島地方検察庁 檢察官 殿

氏名



上記事件の告 状 通の返還を受けました。

様式第5号

被 疑 事 実 の 要 旨

公 訴 時 効 滿 了 の 日

樣式第6号

檢 察 官 搜 查 經 過 表